

# 2.

## 低所得世帯のために



### 2-1 生活保護

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ります

保護の種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助
	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助		

問合せ先 南部福祉事務所 ☎098-889-7150  
役場こども課 ☎098-889-7028

### 2-2 長期療養者に対する生活援助費の支給

就労による収入で生計を支えている方が傷病により3カ月以上療養する場合、生活援助費を支給し、生活の安定とその世帯の福祉増進を図ります。

ただし、生活保護世帯、町民税が一定額を超える方、公的年金受給者（寡婦年金を除く）、他から休業補償をうけることのできる方、本町居住1年未満の方は受給できません。

- 支給額 月額：20,000円（寡婦年金受給者は15,000円）
- 支給期間 12カ月以内

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028



## 2-3 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、外来でも入院でも個人単位で一医療機関の窓口での支払いが（月額、1日から末日）限度額までとなります。限度額は所得区分により異なるため、認定証が必要な方は、国保年金課窓口で交付申請してください。

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行できる方

次の①～④の条件を満たしている方が対象となります。

- ①国民健康保険に加入している方
- ②世帯全員が所得申告を行っていること（被扶養者を除き未申告者がいないこと）
- ③国民健康保険税の滞納がない世帯
- ④70～74歳の一般又は現役並みの所得区分に該当しない方（70～74歳の一般、現役並みの所得区分に該当する方は保険証の提示のみで限度額が適用されます）

### ○70歳未満の自己負担限度額(月単位)

所得区分 ★1	3回目まで	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
901万円超 (ア)	252,600円 (総医療費-842,000円)×1%を加算	140,100円	460円
600万円超 901万円以下 (イ)	167,400円 (総医療費-558,000円)×1%を加算	93,000円	
210万円超 600万円以下 (ウ)	80,100円 (総医療費-267,000円)×1%を加算	44,400円	
210万円以下の住民税非課税世帯 (エ)	57,600円	44,400円	210円
住民税非課税世帯 (オ)	35,400円	24,600円	

### ○70歳以上 75歳未満の自己負担限度額(月単位)

負担割合・区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
3割負担 現役並み所得 ★3	現Ⅲ 690万円以上	252,600円 (総医療費-842,000円)×1%を加算		140,100円	460円
	現Ⅱ 380万円以上	167,400円 (総医療費-558,000円)×1%を加算		93,000円	
	現Ⅰ 145万円以上	80,100円 (総医療費-267,000円)×1%を加算		44,400円	
1割負担 (昭和19年 4月2日以降生 は2割負担)	一般	18,000円 ★6	57,600円	44,400円	210円
	低Ⅱ ★4	8,000円	24,600円	なし	
	低Ⅰ ★5	8,000円	15,000円	なし	

発行の必要はありません

- ★1 同一世帯の国保加入者全員の基礎控除後の総所得金額等
- ★2 過去12ヵ月間に同一世帯で自己負担限度額を3回以上超えた場合、4回目以降適用
- ★3 同一世帯の70歳以上の国保加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯
- ★4 住民税非課税世帯
- ★5 住民税非課税で必要経費・控除を差引いたとき、0円となる世帯(年金所得は控除額80万円として計算)
- ★6 8月から翌年7月までの年間限度額は144,000円

注；上記の自己負担限度額には食事代、パジャマ代等、保険適用外の負担は含まれません。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-4 高額療養費の貸付

医療費の一部負担金が高額になり支払いが困難な方に対し、高額療養費相当額を本人に代わり医療機関にお支払いする制度です。南風原町の国民健康保険に加入している方が対象です。

### 【高額療養費の貸付の対象となる場合】

- ・前月以前の医療費で限度額を超えたとき
  - ・同月内で複数の医療機関（入院・外来）の医療費で合算して限度額を超えたとき
- ※合算の対象となる医療費は、一部負担金が 21,000 円以上の医療費です。但し、70 歳以上は全ての医療費が合算対象外です。
- ※食事代、差額ベッド代、パジャマ代等、保健外負担金については対象外です。
- ※交通事故やケンカなど、第三者に係る医療費は保険適用外のため貸付を利用できません。
- ※なお、高額療養費貸付の対応は診療日の属する月の翌月の 1 日から起算して 2 年間です。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-5 入院時食事療養費の減額

国民健康保険加入者で、住民税非課税世帯の場合、申請することで入院中の食事代が減額されます。※一般課税世帯の入院時食事代 460 円/1 食あたり

□入院時食事代（減額後 1 食あたり）

住民税非課税世帯	区分才 低所得Ⅱ	過去 12 ヶ月で 90 日までの入院	210 円
		過去 12 ヶ月で 90 日を超える入院	160 円
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ		100 円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要になります。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-6 助産施設への入所

出産の費用に困っている妊婦に対し、安全な出産が図れるよう、助産施設（指定病院）へ入所（入院）させ、出産費用を援助します。対象となるのは町民税非課税世帯（所得税額が 8,400 円以下の方は応相談）の方で、原則として予定日の 2 ヶ月前までに申請が必要です。

### 助産施設

- ①沖縄県立南部医療センター・こども医療センター      ②沖縄県立中部病院  
③沖縄赤十字病院      ④沖縄県立宮古病院      ⑤沖縄県立八重山病院      ⑥沖縄協同病院  
⑦南部徳洲会病院      ⑧那覇市立病院      ⑨公立久米島病院      ⑩沖縄県立北部病院

問合せ先 役場こども課      ☎098-889-7028  
南部福祉事務所      ☎098-889-6364

## 2-7 栄養強化事業

医師等により栄養強化を行う必要があると認められた乳児・妊産婦に対し栄養食品（粉ミルク等）を支給します。

支給対象者には、生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得税非課税世帯の条件等がありますのでご相談ください。



問合せ先 役場国保年金課 健康づくり班 ☎098-889-7381

## 2-8 就学援助費の支給（要保護・準要保護）

経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、学校給食費、医療費、学用品費、修学旅行費など就学に係る費用の一部を援助します。

問合せ先 役場学校教育課 ☎098-889-6181

## 2-9 助け合い金庫貸付事業

療養又は休職、緊急の出費等で一時的に日常生活に支障が生じた世帯に対し、小口資金を無利子で貸付します。貸付には原則として保証人が必要です。（貸付額により保証人を免除する場合があります。）

貸付額：10万円以内       償還（支払）期間：貸付の日から1年以内

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213

## 2-10 生活福祉資金貸付事業

低所得者や障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用 ・就職、転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費 ・障がい者用自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・就職後、初回給料日までの生活費 ・給与等の盗難、紛失 ・医療費又は介護費等の支払等 ・年金、保険、公的給付等の支給開始日まで
教育支援資金	教育支援費	高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に修学するために必要な経費
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例つなぎ資金		住居のない離職者で公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付する資金

### ○貸付利子について

貸付利子は、総合支援資金・福祉資金福祉費は連帯保証人を立てた場合は無利子です。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかります。

※「緊急小口資金」「教育支援資金」は無利子です。

※世帯単位での貸付制度です。

○教育支援資金と緊急小口資金は保証人不要(原則)です。その他は原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも借受できる場合があります。

○日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等、他の制度利用が優先されます。

○総合支援資金は、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている方(生計中心者)を対象とし、生活の立て直しや経済的自立を支援する貸付です。

○民生委員が援助活動を行います。

世帯の生活の自立と安定を図ることを目的としていることから、相談・申込みから返済が終了するまで地域を担当する民生委員が援助活動を行います。

○貸付の相談・申請受付は町社会福祉協議会が行い、県社会福祉協議会へ提出し、審査会を経て貸付の可否が決定されます。

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213

## 2-11 食料品・生活用品の提供

生活困窮世帯で、食料品をはじめ各種生活用品が不足している状態にあり、緊急的な支援を必要とする方に対し、町社会福祉協議会で保有する物品を提供することで、生活の立て直しを図ります。

**対象者** 低所得世や離職・休職により収入がない等、様々な事情により食料品や生活用品の確保が困難な方

**支援内容** ・食料品の提供（お米・野菜・インスタント食品・乾物・飲料など）  
・生活用品の提供（洋服・生活雑貨など）

※町社会福祉協議会へ寄贈された物品を提供しています。提供できる物品は主に中古品です。  
※原則、町社会福祉協議会が保有している物品であり、物品の在庫状況では提供できない場合もあります。

※食料品については、町社会福祉協議会と関係機関に寄附された物品を活用して提供しています。

### フードドライブ運動実施中

ご家庭で余っている食料品を生活に困っている方々のために提供してください。

□募集している食料品

すべての食料品で、賞味期限が1ヵ月以上残っている未開封のものを募集しています。  
(お酒は除きます)

お米、缶詰、乾めん、レトルト食品、カップめん、飲み物、お菓子、油、調味料など

**問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213**

